

平成三十一年度千葉県立高等学校第一学年入学者選抜要項

第一 前期選抜

全日制の課程（地域連携アクティブスクールを除く。）及び定時制の課程の全ての学科において、募集定員の一部又は全部について、各高等学校が定めた期待する生徒像に基づき、学力検査の成績、各高等学校が定めた検査の結果及び書類審査等により入学者の選抜を行う。

なお、学科別の各高等学校の前期選抜枠の範囲は、普通科にあつては募集定員の三十パーセント以上六十パーセント以内とし、専門学科にあつては五十パーセント以上百パーセント以内とし、総合学科にあつては別に定めるものとする。ただし、三部制の定時制の課程の前期選抜枠の範囲は、午前部、午後部及び夜間部のそれぞれについて募集定員から転入学等の予定人員及び「第九 秋季入学者選抜」において募集する人数を減じた人数の三十パーセント以上六十パーセント以内とし、連携型高等学校の前期選抜枠の範囲は、別に定める。

一 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

1 提出書類

入学願書、調査書、個人成績一覧表、学習成績分布表等

2 提出期間及び受付時間

提出期間は平成三十一年二月一日（金曜日）及び四日（月曜日）とし、受付時間は一日（金曜日）にあつては午前九時から午後四時三十分まで、四日（月曜日）にあつては午前九時から午後四時までとする。

3 提出先

志願する高等学校の校長

二 検査の期日

平成三十一年二月十二日（火曜日）及び十三日（水曜日）

三 検査の内容

1 第一日の学力検査の内容

教 科		時 間	配 点
国語・数学・英語・理科・社会	各教科五十分		各教科百点

2 第二日の検査の内容

各高等学校において、面接、集団討論、自己表現、作文、小論文、適性検査、学校独自問題による検査及びその他の検査のうちからいずれか一つ以上の検査を実施する。

各高等学校において実施する検査の内容は、別に定める。

四 選抜方法

中学校（義務教育学校を含む。第六を除き、以下同じ。）の校長から送付された調査書の書類の審査、学力検査の成績及び各高等学校において実施した検査の結果を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

なお、調査書の評定については、次の算式一で算出した数値を選抜の資料とする。

算式一

$X + \alpha - m$

算式一の符号

X 当該志願者の調査書中の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語（外国語については必修及び全ての生徒が共通に履修するもの。その他の選択教科については除く。）の評定の全学年の合計値

α 別に定めるところの数値

m 当該志願者の在籍する中学校の第三学年（義務教育学校にあつては、後期課程の第三学年）に在籍する生徒の調査書中における国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語（外国語については必修及び全ての生徒が共通に履修するもの。その他の選択教科については除く。）の評定の全学年の合計値の平均値

また、欠席が多い理由又は障害があることによつて生ずる事柄等について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。

五 選抜結果の発表及び通知

平成三十一年二月十九日（火曜日）に発表し、本人に通知する。

六 入学確約書の提出

入学許可候補者に内定した者は、入学確約書を、平成三十一年二月二十日（水曜日）午後四時までに、志願した高等学校の校長に提出すること。

七 入学許可候補者の発表の日時及び場所

1 日時

平成三十一年三月六日（水曜日）午前九時

2 場所

志願した高等学校

八 その他

入学許可候補者に内定しなかった者は、新たに入学願書等を提出して「第七 後期選抜」、「第八 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の二又は「第十 通信制の課程の入学者選抜」の二に志願することができる。

第二 海外帰国生徒の特別入学者選抜

海外帰国生徒の受入校を指定し、「第一 前期選抜」の選抜枠の一部について特別に入学者の選抜を行う。

一 志願要件

1 外国における在学期間が帰国時から遡り継続して二年以上四年未満の者で、帰国後一年以内のもの

2 外国における在学期間が帰国時から遡り継続して四年以上の者で、帰国後二年以内のもの

二 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

1 提出書類

入学願書、調査書、海外在住状況説明書等

2 提出期間、受付時間及び提出先

「第一 前期選抜」の一の2及び3に定めるところによる。

三 検査の期日

平成三十一年二月十三日（水曜日）

なお、学力検査を実施する場合、学力検査は平成三十一年二月十二日（火曜日）に実施する。

四 検査の内容

海外帰国生徒の特別入学選抜を実施する高等学校において別に定める検査

五 選抜方法

中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査及び各高等学校において実施した検査の結果を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

なお、調査書の評定については、「第一 前期選抜」の四で定める算式一で算出した数値を選抜の資料とする。

また、欠席が多い理由又は障害があることよって生ずる事柄等について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。

六 選抜結果の発表及び通知

「第一 前期選抜」の五に定めるところによる。

七 入学確約書の提出

「第一 前期選抜」の六に定めるところによる。

八 入学許可候補者の発表の日時及び場所

「第一 前期選抜」の七に定めるところによる。

九 海外帰国生徒の受入校等の指定

受入校、課程及び学科については、別に定める。

十 その他

「第一 前期選抜」の八に定めるところによる。

第三 外国人の特別入学選抜

外国人の受入校を指定し、「第一 前期選抜」の選抜枠の一部について特別に入学者の選抜を行う。

一 志願要件

保護者等とともに千葉県内に居住しているか又は居住予定のある外国籍の者等のうち、入国後の在日期間が三年以内のもの

二 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

1 提出書類

入学願書、調査書、外国人特別措置適用申請書等

2 提出期間、受付時間及び提出先

「第一 前期選抜」の一の2及び3に定めるところによる。

三 検査の期日

平成三十一年二月十三日（水曜日）

四 検査の内容

面接及び作文（いずれも英語又は日本語による。）

五 選抜方法

中学校の校長等から送付された調査書、外国人特別措置適用申請書等の書類の審査並びに面接及び作文の結果を資料とし、総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

なお、調査書の評定については、「第一 前期選抜」の四で定める算式一で算出した数値を選抜の資料とする。

また、欠席が多い理由又は障害があることよって生ずる事柄等について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。

六 選抜結果の発表及び通知

「第一 前期選抜」の五に定めるところによる。

七 入学確約書の提出

「第一 前期選抜」の六に定めるところによる。

八 入学許可候補者の発表の日時及び場所

「第一 前期選抜」の七に定めるところによる。

九 外国人の受入校等の指定

受入校、課程及び学科については、別に定める。

十 その他

「第一 前期選抜」の八に定めるところによる。

第四 中国等帰国生徒の特別入学者選抜

「第一 前期選抜」及び「第八 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の一の選抜枠の一部について特別に入学者の選抜を行う。

一 志願要件

保護者が中国等引揚者で、保護者とともに引き揚げ、千葉県内に居住しているか又は居住予定のある者のうち帰国して三年以内のもの

なお、中国等引揚者とは、昭和二十年九月二日以前から引き続き中国等に居住していた者等で、その後永住の目的をもって帰国したものをいう。

二 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

1 提出書類

入学願書、調査書、中国等帰国生徒特別措置適用申請書等

2 提出期間、受付時間及び提出先

「第一 前期選抜」の一の2及び3に定めるところによる。

三 検査の期日

「第三 外国人の特別入学者選抜」の三に定めるところによる。

四 検査の内容

面接及び作文

五 選抜方法

中学校の校長から送付された調査書、中国等帰国生徒特別措置適用申請書等の書類の審査並びに面接及び作文の結果を資料とし、志願者の特別な事情を考慮して、総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

なお、調査書の評定については、「第一 前期選抜」の四で定める算式一で算出した数値を選抜の資料とする。

また、欠席が多い理由又は障害があることによつて生ずる事柄等について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。

六 選抜結果の発表及び通知

「第一 前期選抜」の五に定めるところによる。

七 入学確約書の提出

「第一 前期選抜」の六に定めるところによる。

八 入学許可候補者の発表の日時及び場所

「第一 前期選抜」の七に定めるところによる。

九 その他

「第一 前期選抜」の八に定めるところによる。

第五 成人の特別入学者選抜

定時制の課程において、成人に対して、「第一 前期選抜」の選抜枠の一部について特別に入学者の選抜を行う。

一 志願要件

平成三十一年三月三十一日に満二十歳に達している者

二 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

1 提出書類

入学願書、成人の特別入学者選抜志願申請書等

2 提出期間、受付時間及び提出先

「第一 前期選抜」の一の2及び3に定めるところによる。

三 検査の期日

「第三 外国人の特別入学者選抜」の三に定めるところによる。

四 検査の内容

面接及び作文

五 選抜方法

成人の特別入学者選抜志願申請書等の書類の審査並びに面接及び作文の結果を資料とし、総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

六 選抜結果の発表及び通知

「第一 前期選抜」の五に定めるところによる。

七 入学確約書の提出

「第一 前期選抜」の六に定めるところによる。

八 入学許可候補者の発表の日時及び場所

「第一 前期選抜」の七に定めるところによる。

九 その他

「第一 前期選抜」の八に定めるところによる。

第六 連携型高等学校の特別入学者選抜

連携型高等学校において、当該連携型高等学校と連携する中学校からの志願者に対して特別に入学者の選抜を行う。

なお、連携型高等学校の特別入学者選抜枠は、前期選抜枠のほか、別に定める。

一 志願要件

連携する中学校の校長の承認を得た者

二 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

1 提出書類

入学願書、志願理由証明書、連携型高等学校において別に定める書類等

2 提出期間、受付時間及び提出先

三 検査の期日
「第一 前期選抜」の一の2及び3に定めるところによる。

四 検査の内容
「第二 海外帰国生徒の特別入学者選抜」の三に定めるところによる。
連携型高等学校において別に定める検査

五 選抜方法

連携する中学校の校長から送付された志願理由証明書、連携型高等学校において別に定める書類等の審査及び連携型高等学校において実施した検査の結果を資料とし、連携型高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

なお、欠席が多い理由又は障害があることよって生ずる事柄等について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。

六 選抜結果の発表及び通知

「第一 前期選抜」の五に定めるところによる。

七 入学確約書の提出

「第一 前期選抜」の六に定めるところによる。

八 入学許可候補者の発表の日時及び場所

「第一 前期選抜」の七に定めるところによる。

九 その他

「第一 前期選抜」の八に定めるところによる。

第七 後期選抜

全日制の課程（地域連携アクティブスクールを除く。）及び定時制の課程の全ての学科において、後期選抜を行う。ただし、前期選抜枠の範囲を募集定員の百パーセントとする学科にあっては、この限りでない。

一 提出書類並びにその提出期日、受付時間及び提出先

1 提出書類

入学願書、調査書、個人成績一覧表、学習成績分布表等

2 提出期日及び受付時間

提出期日は平成三十一年二月二十二日（金曜日）とし、受付時間は午前九時から午後四時三十分までとする。

3 提出先

志願する高等学校の校長

二 志願又は希望の変更

1 「第七 後期選抜」に出願した者は、一回に限り、希望する課程、学科並びに三

部制の定時制の課程の午前部、午後部及び夜間部の変更又は志願する高等学校の変更をすることができる。

この場合において、変更後の志願先となる高等学校は、「第七 後期選抜」、「第八 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の二又は「第十 通信制の課程の入学者選抜」の二を行う高等学校とする。

2 志願又は希望の変更受付期間及び受付時間

受付期間は平成三十一年二月二十五日（月曜日）及び二十六日（火曜日）とし、受付時間は二十五日（月曜日）にあつては午前九時から午後四時三十分まで、二十六日（火曜日）にあつては午前九時から正午までとする。

三 入学願書等の提出期日等の特例

1 入学願書等の提出期日及び志願の変更の受付期間について、次の(一)又は(二)に該当する者に対し特例を認める。

(一) 「第七 後期選抜」の一の2に定める入学願書等の提出期日を過ぎてからの保護者の転勤等に伴う転居により、高等学校入学後の通学に支障があるためやむを得ず本県立高等学校を新たに志願しようとする者

(二) 本県立高等学校に出願している者で、「第七 後期選抜」の二の2に定める志願又は希望の変更受付期間中の保護者の転勤等に伴う転居により、高等学校入学後の通学に支障があるためやむを得ず志願の変更をしようとするもの

2 入学願書等の提出期間及び受付時間

提出期間は平成三十一年二月二十五日（月曜日）及び二十六日（火曜日）とし、受付時間は二十五日（月曜日）にあつては午前九時から午後四時三十分まで、二十六日（火曜日）にあつては午前九時から正午までとする。

四 検査の期日

平成三十一年二月二十八日（木曜日）

五 検査の内容

1 学力検査の内容

教 科	時 間	配 点
国語・数学・英語・理科・社会	各教科四十分	各教科百点

2 面接等各高等学校が必要に応じて実施する検査

六 選抜方法

1 中学校の校長から送付された調査書、学力検査の成績及び面接等各高等学校が必要に応じて実施した検査の結果等を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

2 調査書の記載内容、学力検査の成績及び面接等各高等学校が必要に応じて実施した検査の結果等の取扱いについては、次の手続によるものとする。

(一) 次の(1)から(3)までの条件を備える者をA組とし、この者は入学許可候補者とする。

(1) 「第一 前期選抜」の四で定める算式一によって求めた数値で順位をつけたとき、次のア又はイに示すパーセント以内にあること。

ア 受検者数が募集人員（各高等学校の募集定員から「第一 前期選抜」等の方法により入学許可候補者に内定した者のうち入学確約書を提出した者の数を減じた人数とする。ただし、三部制の定時制の課程にあっては、募集定員から転入学等の予定人員、「第九 秋季入学者選抜」において募集する人数及び「第一 前期選抜」等の方法により入学許可候補者に内定した者のうち入学確約書を提出した者の数を減じた人数とする。以下同じ。）以内のときは、受検者数の八十パーセント

イ 受検者数が募集人員を超えるときは、募集人員の八十パーセント

(2) 学力検査の五教科の得点合計によって順位をつけたとき、前記(1)のA又はイに示すパーセント以内にあること。

(3) 調査書の記載内容、学力検査の個々の教科の得点及び面接等各高等学校が必要に応じて実施した検査の結果等に、特に問題となる点がないこと。

(二) A組に属さない者をB組とし、この者については、次の算式二によって求めた数値及び(1)から(4)までを資料として総合的に判定する。

算式二

$Y + K \times Z$

算式二の符号

Y 学力検査の五教科の得点合計

K 別に定めるところの数値

Z 「第一 前期選抜」の四で定める算式一で算出した数値

(1) 調査書中の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語（外国語については必修及び全ての生徒が共通に履修するもの。その他の選択教科については除く。）の評定

(2) 学力検査の成績

(3) 調査書中の「必修教科の評定」、「選択教科の評定」、「総合的な学習の時間の記録」、「出欠の記録」、「行動の記録」、「特別活動の記録」、「部活動の記録」、「特記事項」、「総合所見」等

(4) 面接等各高等学校が必要に応じて実施した検査の結果

3 理数に関する学科を志願する者については、学力検査の数学及び理科の得点を一・五倍又は二倍した値をそれぞれ数学及び理科の得点とみなし、六の2の(一)又は(二)の手続により選抜を行う。各高等学校の倍率については別に定める。

4 国際関係に関する学科を志願する者については、学力検査の英語の得点を一・五

倍又は二倍した値を英語の得点とみなし、六の2の(一)又は(二)の手続により選抜を行う。各高等学校の倍率については別に定める。

5 三部制の定時制の課程を志願する者については、学力検査の五教科のうち、志願者が出願時に申告した三教科の得点を一倍から三倍までの範囲内で当該高等学校において別に定める倍率を乗じた値をそれぞれの教科の得点とみなし、六の2の(一)又は(二)の手続により選抜を行う。

6 面接等各高等学校が必要に応じて実施する検査で面接を実施しない高等学校において、過年度卒業者の志願者については面接を行い、その結果を選抜のための資料に加えることができる。

7 欠席が多い理由又は障害があることによって生ずる事柄等について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。

七 入学許可候補者の発表の日時及び場所

「第一 前期選抜」の七に定めるところによる。

八 第二次募集等

1 全日制の課程（地域連携アクティブスクールを除く。）及び定時制の課程（三部制の定時制の課程を除く。）にあっては入学許可候補者が募集定員に満たない場合、第二次募集を行う。

三部制の定時制の課程にあっては入学許可候補者が募集定員から転入学等の予定人員及び「第九 秋季入学者選抜」において募集する人数を減じた人数に満たない場合、第二次募集を行う。

(一) 検査の内容

全ての高等学校において面接を実施する。さらに、集団討論、自己表現、作文、小論文、適性検査、学校独自問題による検査及びその他の検査のうちからいずれか一つの検査を実施する。

各高等学校において実施する検査の内容は、別に定める。

(二) 選抜方法

中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査並びに面接及び各高等学校において実施した検査の結果等を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

なお、調査書の評定については、「第一 前期選抜」の四で定める算式一で算出した数値を選抜の資料とする。

また、欠席が多い理由又は障害があることによって生ずる事柄等について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。

2 定時制の課程（三部制の定時制の課程を除く。）において、第二次募集を行って

も入学許可候補者が募集定員に満たない場合には、平成三十一年三月末までに追加募集を行う。

三部制の定時制の課程において、第二次募集を行っても入学許可候補者が募集定員から転入学等の予定人員及び「第九 秋季入学者選抜」において募集する人数を減じた人数に満たない場合には、平成三十一年三月末までに追加募集を行う。

3 三部制の定時制の課程において、追加募集を行っても入学許可候補者が募集定員から転入学等の予定人員及び「第九 秋季入学者選抜」において募集する人数を減じた人数に満たない場合には、当該満たない人数を「第九 秋季入学者選抜」において募集する人数に加える。

第八 地域連携アクティブスクールの入学者選抜

地域連携アクティブスクールに指定された高等学校において、各高等学校が定めた期待する生徒像に基づき、各高等学校が定めた検査の結果及び書類審査等により入学者の選抜を行う。

なお、一期入学者選抜枠の範囲は、募集定員の六十パーセント以上百パーセント以内とする。

一 一期入学者選抜

1 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

「第一 前期選抜」の一に定めるところによる。

2 検査の期日

「第一 前期選抜」の二に定めるところによる。

3 検査の内容

各高等学校において別に定める検査

4 選抜方法

中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査及び各高等学校において実施した検査の結果を資料とし、地域連携アクティブスクールの教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

なお、調査書の評定については、「第一 前期選抜」の四で定める算式一で算出した数値を選抜の資料とすることができる。

また、欠席が多い理由又は障害があることによつて生ずる事柄等について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。

5 選抜結果の発表及び通知

「第一 前期選抜」の五に定めるところによる。

6 入学確約書の提出

「第一 前期選抜」の六に定めるところによる。

7 入学許可候補者の発表の日時及び場所

「第一 前期選抜」の七に定めるところによる。

8 その他

「第一 前期選抜」の八に定めるところによる。

二 二期入学者選抜

1 提出書類並びにその提出期日、受付時間及び提出先

(一) 提出書類

「第一 前期選抜」の一の1に定めるところによる。

(二) 提出期日、受付時間及び提出先

「第七 後期選抜」の一の2及び3に定めるところによる。

2 志願の変更

(一) 「第八 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の二に出願した者は、一回に限り、志願する高等学校の変更をすることができる。

この場合において、変更後の志願先となる高等学校は、「第七 後期選抜」、「第八 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の二又は「第十 通信制の課程の入学者選抜」の二を行う高等学校とする。

(二) 志願の変更受付期間及び受付時間

「第七 後期選抜」の二の2に定めるところによる。

3 入学願書等の提出期日等の特例

(一) 入学願書等の提出期日及び志願の変更の受付期間について、次の(1)又は(2)に該当する者に対し特例を認める。

(1) 「第八 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の二の1の(二)に定める入学願書等の提出期日を過ぎてからの保護者の転勤等に伴う転居により、高等学校入学後の通学に支障があるためやむを得ず地域連携アクティブスクールの入学者選抜を実施する本県立高等学校を新たに志願しようとする者

(2) 本県県立高等学校に出願している者で、「第八 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の二の2の(二)に定める志願の変更受付期間中の保護者の転勤等に伴う転居により、高等学校入学後の通学に支障があるためやむを得ず地域連携アクティブスクールの入学者選抜を実施する高等学校へ志願の変更をしようとするもの

(二) 入学願書等の提出期間及び受付時間

「第七 後期選抜」の三の2に定めるところによる。

4 検査の期日

「第七 後期選抜」の四に定めるところによる。

5 検査の内容

各高等学校において別に定める検査

6 選抜方法

「第八 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の一の4に定めるところによる。

7 入学許可候補者の発表の日時及び場所

「第一 前期選抜」の七に定めるところによる。

8 第二次募集

入学許可候補者が募集定員に満たない場合、第二次募集を行う。

(一) 検査の内容

各高等学校において別に定める検査

(二) 選抜方法

「第八 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の一の4に定めるところによる。

第九 秋季入学者選抜

三部制の定時制の課程の午前部、午後部及び夜間部において、それぞれの募集定員の一部について、各高等学校が定めた期待する生徒像に基づき、各高等学校が定めた検査の結果及び書類審査等により入学者の選抜を行う。

なお、秋季入学者選抜枠の範囲は、午前部、午後部及び夜間部のそれぞれについて募集定員から転入学等の予定人員を減じた人数の五パーセント以上二十パーセント以内とする。

一 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

1 提出書類

入学願書、調査書等

2 提出期間及び受付時間

提出期間は平成三十一年八月十九日（月曜日）及び二十日（火曜日）とし、受付時間は十九日（月曜日）にあつては午前九時から午後四時三十分まで、二十日（火曜日）にあつては午前九時から午後四時までとする。

3 提出先

志願する高等学校の校長

二 検査の期日

平成三十一年八月二十二日（木曜日）

三 検査の内容

各高等学校において、面接、集団討論、自己表現、作文、小論文、適性検査、学校独自問題による検査及びその他の検査のうちからいずれか一つ以上の検査を実施する。

各高等学校において実施する検査の内容は、別に定める。

四 選抜方法

中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査及び各高等学校において実施した検査の結果を資料とし、三部制の定時制の課程の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

なお、欠席が多い理由又は障害があることによつて生ずる事柄等について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。

五 入学許可候補者の発表の日時及び場所

1 日時

平成三十一年八月二十六日（月曜日）午前十時

2 場所

志願した高等学校

第十 通信制の課程の入学者選抜

通信制の課程において、高等学校が定めた期待する生徒像に基づき、高等学校が定めた検査の結果及び書類審査等により入学者の選抜を行う。

なお、一期から五期（秋季入学）までの入学者選抜枠については、それぞれ別に定める。

一 一期入学者選抜

1 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

「第一 前期選抜」の二に定めるところによる。

2 検査の期日

「第三 外国人の特別入学者選抜」の三に定めるところによる。

3 検査の内容

「第九 秋季入学者選抜」の三に定めるところによる。

4 選抜方法

中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査及び高等学校において実施した検査の結果を資料とし、高等学校の通信制の課程の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

なお、調査書の評定については、「第一 前期選抜」の四で定める算式一で算出した数値を選抜の資料とすることができる。

また、欠席が多い理由又は障害があることによつて生ずる事柄等について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。

5 選抜結果の発表及び通知

「第一 前期選抜」の五に定めるところによる。

6 入学確約書の提出

「第一 前期選抜」の六に定めるところによる。

7 入学許可候補者の発表の日時及び場所

「第一 前期選抜」の七に定めるところによる。

8 その他

「第一 前期選抜」の八に定めるところによる。

二 二期入学者選抜

1 提出書類並びにその提出期日、受付時間及び提出先

(一) 提出書類

「第一 前期選抜」の一の1に定めるところによる。

(二) 提出期日、受付時間及び提出先

「第七 後期選抜」の一の2及び3に定めるところによる。

2 志願の変更

(一) 「第十 通信制の課程の入学者選抜」の二に出願した者は、一回に限り、志願する高等学校の変更をすることができる。

この場合において、変更後の志願先となる高等学校は、「第七 後期選抜」又は「第八 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の二を行う高等学校とする。

(二) 志願の変更受付期間及び受付時間

「第七 後期選抜」の二の2に定めるところによる。

3 入学願書等の提出期日等の特例

(一) 入学願書等の提出期日及び志願の変更の受付期間について、次の(1)又は(2)に該当する者に対し特例を認める。

(1) 「第十 通信制の課程の入学者選抜」の二の1の(二)に定める入学願書等の提出期日を過ぎてからの保護者の転勤等に伴う転居により、高等学校入学後の通学に支障があるためやむを得ず通信制の課程の入学者選抜を実施する本県県立高等学校を新たに志願しようとする者

(2) 本県県立高等学校に出願している者で、「第十 通信制の課程の入学者選抜」の二の2の(二)に定める志願の変更受付期間中の保護者の転勤等に伴う転居により、高等学校入学後の通学に支障があるためやむを得ず通信制の課程の入学者選抜を実施する高等学校へ志願の変更をしようとするもの

(二) 入学願書等の提出期間及び受付時間

「第七 後期選抜」の三の2に定めるところによる。

4 検査の期日

「第七 後期選抜」の四に定めるところによる。

5 検査の内容

「第九 秋季入学者選抜」の三に定めるところによる。

6 選抜方法

「第十 通信制の課程の入学者選抜」の一の4に定めるところによる。

「第一 前期選抜」の七に定めるところによる。

7 入学許可候補者の発表の日時及び場所

「第一 前期選抜」の七に定めるところによる。

三 三期入学者選抜

1 提出書類並びにその提出期日、受付時間及び提出先

(一) 提出書類

「第一 前期選抜」の一の1に定めるところによる。

(二) 提出期日及び受付時間

提出期日は平成三十一年三月八日（金曜日）とし、受付時間は午前九時から午後四時三十分までとする。

(三) 提出先

志願する高等学校の校長

2 志願の変更

(一) 「第十 通信制の課程の入学者選抜」の三に出願した者は、一回に限り、志願する高等学校の変更をすることができる。

この場合において、変更後の志願先となる高等学校は、「第七 後期選抜」の八又は「第八 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の二の8を行う高等学校とする。

(二) 志願の変更受付期日及び受付時間

受付期日は平成三十一年三月十一日（月曜日）とし、受付時間は午前九時から午後四時三十分までとする。

3 検査の期日

平成三十一年三月十三日（水曜日）

4 検査の内容

「第九 秋季入学者選抜」の三に定めるところによる。

5 選抜方法

「第十 通信制の課程の入学者選抜」の一の4に定めるところによる。

6 入学許可候補者の発表の日時及び場所

(一) 日時
平成三十一年三月十五日（金曜日）午前十時

(二) 場所

志願した高等学校

四 四期入学者選抜

1 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

(一) 提出書類

「第九 秋季入学者選抜」の一の1に定めるところによる。

(二) 提出期間及び受付時間

提出期間は平成三十一年四月三日（水曜日）及び四日（木曜日）とし、受付時間は三日（水曜日）にあつては午前九時から午後四時三十分まで、四日（木曜日）にあつては午前九時から午後四時までとする。

(三) 提出先

志願する高等学校の校長

2 検査の期日

平成三十一年四月九日（火曜日）

3 検査の内容

「第九 秋季入学者選抜」の三に定めるところによる。

4 選抜方法

中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査及び高等学校において実施した検査の結果を資料とし、高等学校の通信制の課程の教育を受けるに足る能力、適性を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

なお、欠席が多い理由又は障害があることよつて生ずる事柄等について説明するため、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。

5 入学許可候補者の発表の日時及び場所

(一) 日時

平成三十一年四月十一日（木曜日）午前十時

(二) 場所

志願した高等学校

五 五期（秋季入学）入学者選抜

1 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

(一) 提出書類

「第九 秋季入学者選抜」の一の1に定めるところによる。

(二) 提出期間及び受付時間

提出期間は平成三十一年九月二日（月曜日）及び三日（火曜日）とし、受付時間は二日（月曜日）にあつては午前九時から午後四時三十分まで、三日（火曜日）にあつては午前九時から午後四時までとする。

(三) 提出先

志願する高等学校の校長

2 検査の期日

平成三十一年九月六日（金曜日）

3 検査の内容

「第九 秋季入学者選抜」の三に定めるところによる。

4 選抜方法

「第十 通信制の課程の入学者選抜」の四の4に定めるところによる。

5 入学許可候補者の発表の日時及び場所

(一) 日時

平成三十一年九月十日（火曜日）午前十時

(二) 場所

志願した高等学校

第十一 その他

一 入学者選抜の実施に關して必要な事項は、別に定める。

二 障害のある生徒の受檢に際して必要な事項は、別に定める。

三 単位制による課程の第一次入学者選抜は、この選抜要項を準用する。

四 この選抜要項について不明な点がある場合は、次に問い合わせること。

千葉県教育庁教育振興部学習指導課学力向上室

電話〇四三（二二三）四〇五六

